

福井市体育施設条例

別表第5（21条関係）

体育施設の目的外使用料

（単位 円）

使用区分	使用料（平方メートル当たり）	
	年額	月額
建物内の一部使用（屋内）	7,000	590
土地の一部使用（屋外）	2,200	190

備考

1 使用の期間が1月に満たないとき、又は使用の期間が1月に満たない期間があるときは、それらの1月に満たない期間を1月とする。

2 消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税が課される場合の使用料は、この表の規定に基づいて算出した額に、当該額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。